

八王子市川口地区地域づくり推進会議 会則（素案）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、八王子市川口地区地域づくり推進会議（以下「本会」という。）と称し、事務所を八王子市川口事務所内に置く。

（区域）

第2条 本会の活動の対象とする区域は、川口中学校区と檜原中学校区とする。但し、中野地域は除く

（目的）

第3条 本会は、八王子市の「未来デザイン2040（八王子市基本計画基本構想）」に掲げる地域づくりの考え方にに基づき、まちづくりについて地域住民・団体の参画と八王子市の相互の交流・連携・協働により地域力を最大限に発揮できる、豊かで活力ある住みよい川口地区をつくることを目的とする。

（活動）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （1）地域の課題活動に関すること。
- （2）地域資源の利活用に関すること。
- （3）行政からの案件に関すること。
- （4）その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第5条 本会の会員は、第2条に掲げる区域内を活動範囲とする町会・自治会及び各種活動団体並びに本会の活動に参画希望の団体、企業、大学、学校または個人とする。但し、八王子市は非会員として参画できる。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）副会長 2名
 - （3）理事 8名から10名以内
 - （4）事務局長 1名
 - （5）会計 1名
 - （6）監事 1名
- 2 役員は、総会において会員の中から互選により選任する。
 - 3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

4 必要に応じて本会に顧問を置くことができる。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その任務を代行する。

3 理事は、会務及び事業の執行にあたる。

4 事務局長は、文書の収受、発送、記録等会務の処理に当たり、第9条に規定する運営委員会の委員長を兼ねる。

5 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計を監査すること。

(2) 会計について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。

7 顧問は、運営に関する重要な事項について会長の求めに応じ意見を述べる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第9条 本会に運営委員会を置く。

2 運営委員は、会員の中から会長が選任する。

3 運営委員会は、本会の地域づくり計画、事業計画の作成、事業運営及び広報活動を行う。

4 運営委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

5 監事は、役員会、運営委員会に同席出来る。

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び運営委員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(会議の開催)

第11条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事項があるとき会長が招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 会長は、総会及び役員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示し、会員に通知しなければならない。

4 役員会は、会長が必要に応じ招集する。

5 運営委員会は必要に応じ事務局長が招集する。

(会議の構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

3 運営委員会は、事務局長及び運営委員をもって構成する。

(総会の権能)

第13条 総会は、次に掲げる事項について審議し議決する。

(1) 地域づくり計画の策定、改廃に関する事項。

(2) 事業計画及び予算に関する事項。

(3) 事業報告及び決算に関する事項。

(4) 役員を選任に関する事項。

(5) 会則の改正に関する事項。

(6) その他の運営に関する重要事項。

(役員会の権能)

第14条 役員会は、次に掲げる事項について審議し議決する。

2 総会に付すべき事項。

3 総会の議決した事項の執行に関する事項。

4 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(定足数)

第15条 総会及び役員会は、会員及び役員の過半数の出席がなければ開会することができない。但し、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状の提出により出席者の数に参入することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会議の長に委任したものとみなす。

(議長)

第16条 総会及び役員会の会議の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第17条 総会及び役員会における議事は、本会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって可否同数の時は、議長に決するところによる。

(総会の会議内容)

第18条 総会の会議については、次の事項を記載した概要書を作成しなければならない。

(1) 日時及び開催場所

(2) 参加者数(代理及び委任状提出者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の審議の経過の概要及びその結果

(会計)

第19条 本会に運営に関する経費は、交付金・支援金・寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 2 0 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(解散)

第 2 1 条 本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の承認を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 2 2 条 本会の解散のときに有する残余財産処分方法は、総会において会員の 4 分の 3 以上の議決を得て決定する。

(会計監査)

第 2 3 条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い総会に報告する。

(細則)

第 2 4 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、令和 年 月 日から施行する。